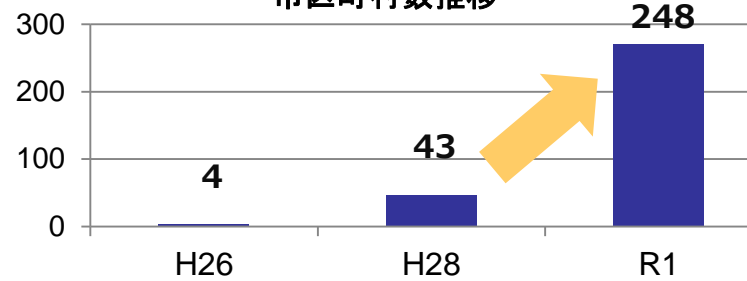


1 背景

平成25年10月に鳥取県が、全国で初めて手話を言語として位置付けた「鳥取県手話言語条例」を制定した。条例内容は、『手話の普及啓発、利用促進』、『手話通訳者の確保、養成』などが盛り込まれている。その後、平成28年10月に愛知県でも「手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が制定されるなど、各地で条例が制定され、障がい者理解・啓発の機運が高まっている。

加えて、令和元年5月17日に豊田市議会自民クラブ議員団から「地域共生社会の実現を求める要望書」の提出があり、豊田市議会6月定例会において、地域共生社会の実現のためにコミュニケーションに関する条例制定を前向きに検討していく旨の市長答弁があった。

手話言語、コミュニケーション条例制定市区町村数推移



	県条例の有無	市区町村数	制定自治体
中核市	—	27市/58市	豊橋、姫路、尼崎、奈良、高知、長崎、宮崎など
愛知県	県条例あり	4市/54市町村	豊橋、知立、常滑、稲沢
岐阜県	県条例あり	1市/42市町村	羽島
三重県	県条例あり	4市/29市町村	松阪、伊勢、名張、鈴鹿

手話言語マップ(R1.5.31)

2 条例の必要性

第8次豊田市総合計画 将来都市像『つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた』

■ 社会とのつながりの中で安心して自分らしく暮らす市民
⇒多様なつながりの中で互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮し、支え合う力が生かされる社会の実現

SDGs 未来都市としての役割

■ 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現
⇒心身が健康で、生きがいと満足感のあるそれぞれの暮らしの実現のために取り組む

情報バリアフリーを推進し、障がいの有無や国籍の違いなど本人を取り巻く環境にかかわらず、多様なコミュニケーション手段の利用促進を図るため、条例の制定が必要である。

条例の基本的な考え

① 手話を言語として改めて位置付ける

- ・手話を言語として位置付けし、それを利用できる環境を整える
- ・手話を気兼ねなく利用し、コミュニケーションの拡大を図る

② 多様なコミュニケーション手段の尊重、利用促進をする環境整備

- ・多様なコミュニケーション手段の利用促進
- ・多様なコミュニケーション手段の普及啓発のさらなる推進

③ 障がい者や高齢者、外国人など、誰もが共生できる視点を取り入れる

- ・やさしい日本語など場面に適した配慮の視点を取り入れる
- ・多世代、外国人などに配慮したコミュニケーションに関する社会的バリアを取り除く

※条例の役割

① 豊田市の理念として条例を定める

豊田市の施策、事業等を計画、実行するにあたって理念を示し、社会的ルールとして位置付ける。

② 市民へさらなる心のバリアフリーを推進する

条例を制定することで、より身近に障がい者、外国人の理解・啓発を進めることができる。

③ 豊田市、市民、事業者の責務を位置付ける

豊田市、市民、事業者の役割を明文化し、本市における社会的バリアを取り除く。

3 条例の骨格

前文

- ・意思疎通手段の歴史、重要性
- ・社会経済のグローバル化に伴う、多言語社会への適応

1 目的

- ・多様な意思疎通手段の普及啓発
 - ・情報の取得及び利用の促進
- 地域共生社会の実現を目指す

2 基本理念

- ・手話を言語として位置付け
- ・多様な意思疎通手段の尊重

3 定義

- ①対象者（市民）
 - 障がい者（身体、知的、精神、難病患者）
 - 高齢者（聞き取りや文字の読み取りが難しい方）、外国人 など
- ②意思疎通手段
 - 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、やさしい日本語、代読、実物又は絵図の提示、意思伝達装置を用いた意思疎通手段 など

4 市の責務

- ・多様な意思疎通手段の普及啓発
- ・情報の取得及び利用の促進

5 市民及び事業者の責務

- ・多様な意思疎通手段の理解、普及に努める

6 手段方法

- ①多様な意思疎通手段の理解促進
 - ②多様な意思疎通手段の普及促進
 - ③多様な意思疎通支援者の養成
- …etc

4 今後の予定

